

令和6(2024)年度「いじめ防止に向けた地域アクション推進事業」実施要項

1 趣旨

親子のふれあいや幅広い世代の地域住民の参加による交流活動、体験活動等とおして、家庭、地域、学校が連携・協働し、地域ぐるみで深刻化するいじめの未然防止を図る取組を県内各地において展開することで、心豊かで健やかな子どもの育成を図る。

2 委託先

趣旨に合致した事業を企画立案し、県内で広域的に実施が可能な社会教育関係団体

3 委託費等

1件当たりの委託費の上限を150,000円(消費税及び地方消費税を含む)とし、事業費総額の範囲内で委託件数を決定する。

4 委託事業の内容

(1) 事業企画会議の開催

事業を企画・立案し、関係団体等との連携・協力の推進、事業の成果等について協議する会議を実施する。

(2) 子どもの自尊感情を高め豊かな心を育む活動の実施

いじめをしない、傍観しない子どもたちを育むため、子どもの自尊感情や対人関係能力を各家庭で継続的に育成できるような働きかけとなる次に掲げるような事業を展開する。

① 保護者や地域住民を対象とした普及啓発・講演会

- ・親子のコミュニケーションをテーマにした保護者学習会の実施
- ・いじめ防止における家庭や地域の役割を示した啓発資料の作成・配布
- ・いじめの問題を考える地域意見交換会の実施
- ・子どもとの適切な関わり方について考えるワークショップ型学習会 等

② 就学前児童から高校生を中心として、保護者や地域住民も参加する体験・交流活動

- ・子どもの豊かな情操を養う読み聞かせ体験
- ・命の尊さを学ぶ野外レクリエーション
- ・他者とのつながりを学ぶボランティア活動
- ・異年齢地域交流活動 等

5 委託期間

本委託事業の実施期間は、委託を受けた日から同年度の3月10日までとする。

6 委託手続

(1) 委託を受けようとする社会教育関係団体は、事業に関する実施計画申請書(様式1～6)を栃木県に提出する。

(2) 栃木県は、上記6(1)により提出された実施計画申請書の内容と、各団体が実施するプレゼンテーションの内容を公募要領の選考基準に基づき審査し、その内容が認められた場合、当該社会教育関係団体に対し事業を委託する。

7 委託経費

- (1) 栃木県は、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、保険料等）を委託費として支出する。
- (2) 本事業における委託経費の支払いは、実績報告書（様式8～10）に基づき、その額が確定した後に支払う精算払いを原則とする。ただし、当該社会教育関係団体の申し出を受けて、事業完了前に必要があると栃木県が認めるときは、委託費の全部または一部を概算払いすることができる。
- (3) 栃木県は、当該社会教育関係団体が本委託要項等に違反したとき、または本委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (4) 当該社会教育関係団体は、事業計画を変更する場合、また所要経費の費目（諸謝金等）間の流用をする場合は栃木県に計画変更を申請（様式7 変更申請）し、その承認を受けるものとする。ただし、当初費目ごとに配分された経費20%以内の変更（20%を超える変更であっても、その金額が3万円未満の場合を含む。）をする場合は必要がないものとする。
- (5) 当該社会教育関係団体は、代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び事業の継続が不可能となった場合等は、速やかに栃木県へ連絡し指示を受けるものとする。

8 業務完了の報告

当該社会教育関係団体は事業が完了したときは、完了した日から10日以内若しくは事業の属する年度の3月17日のいずれか早い日までに事業に関する実績報告書を栃木県に提出する。

9 委託費の額の確定

- (1) 栃木県は、上記8により提出された実績報告書について、検査及び必要に応じて実地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、当該社会教育関係団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記9（1）の確定額は、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 著作権

- (1) 受託者は、本委託事業により発生した著作権がある場合には、原則として、本委託事業完了後速やかに栃木県に帰属させるものとする。ただし、本委託事業の実施により受託者が作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、受託者に帰属させるものとする。
- (2) 上記10（1）の規定にかかわらず、栃木県が必要と認めたときは、受託者は、無償にて栃木県が使用することを許諾するものとする。

11 書類の保存

当該社会教育関係団体は、委託費に係わる収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、栃木県からの請求があったときには提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本委託事業を実施した翌年度から5年間整理保存しておくものとする。

12 その他

- (1) 栃木県は、委託先における本委託事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 栃木県は、本委託事業の実施にあたり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 栃木県は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定めるもののほか、本委託事業の実施に関し必要な事項は別に定める。